



# 施設入所

## 支援内容

日常生活を送るために必要な基本動作の指導や知識や技能を身につける支援等を個々の障害特性に応じて行うことで地域での自立した生活につなげるよう支援します。

## 対象児童

身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害のある18歳未満の方で、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた方。

## ご利用までの流れ

### 相談・申込

まずは、お近くの児童相談所へご相談ください。

### 調査 聞き取り

児童相談所の調査と聞き取りがあります。

### 受給者証

市町村が発行する「障害福祉サービス受給者証」が必要となります。

### 協議

児童相談所と施設（桃山学園）で協議します。

### 利用決定

ご利用されることが決定されれば、日程や持ち物などを調整いたします。

### 面接・聞き取り

### 入所決定

### 契約・入所

\*児童相談所の判断により措置による入所となる場合があります。

ご不明点等ございましたらお気軽にお問合せ下さい。